

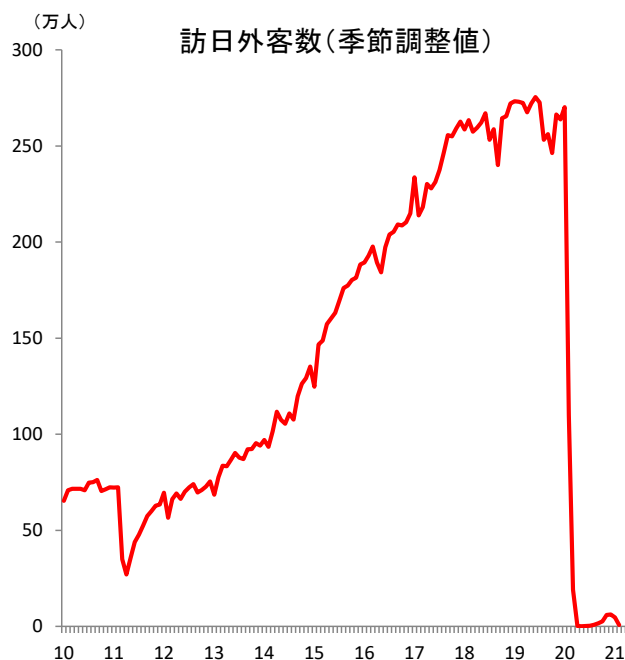
Economic Indicators

発表日: 2021年3月17日(水)

訪日外客数(2021年2月)

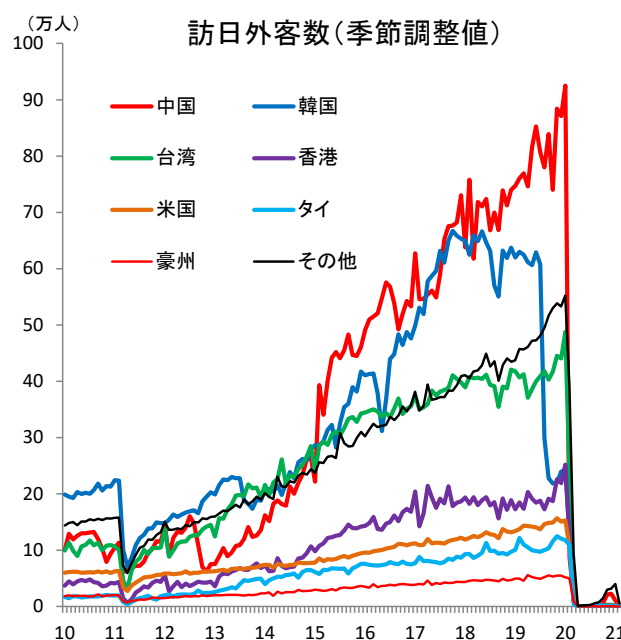
～ビジネスラック・レジデンスラックの運用停止など入国制限の強化を受けて、訪日外客数は更に減少～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
副主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○訪日外客数は入国制限の強化により、更に減少

3月17日に日本政府観光局（JNTO）から発表された21年2月の訪日外客数は7,400人、前年比▲99.3%と減少幅は拡大¹し、季節調整値では前月比▲83.5%と減少した。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、1月中旬に全ての対象国・地域とのビジネスラック・レジデンスラックの運用が停止されるなど、入国制限が強化されたことを受けて、既にゼロ近辺で推移していた訪日外客数は前月に比べて更に減少する結果となった。

訪日客消費についても、訪日外客数の急減を受けて、蒸発状態が続いている。訪日客消費は、GDPでは「非居住者家計の国内での直接購入」としてカウントされるが、これはサービス輸出の一部に該当する。入国制限により訪日外客数が急減して以降、インバウンド需要（実質・非居住者家計からの国内での直接購入）は2020年1-3月期に前期比▲45.0%、4-6月期に同▲81.2%と減少が続き、入国制限の段階的な緩和によって7-9月期に同+9.1%と持ち直しの動きをみせたが、10-12月期には同0.0%と底這い圏での動きが継続している。昨年末からの入国制限の再強化により、2021年1-3月期についてもインバウンド消費は底這い圏の動きが継続することが見込まれる。

¹ コロナ前の2019年と比較した前々年同月比でも、訪日外客数は2021年1月：前々年同月比▲98.3%→2021年2月：同▲99.7%と減少幅を拡大。

○水際対策の強化を受けて、底這い圏での推移が続く

今後の訪日外客数の動向については、当面の間は蒸発状態が継続することが見込まれる。変異ウイルスの流入抑制を目的とし、当面の間入国者の上限を1日当たり2,000人に抑える方針が示されるなど、水際対策が強化されている。2020年12月の訪日外客数が58,673人であったことを考えると、日本人入国者を含んでの1日当たり2,000人、月当たり60,000人前後という人数はかなり厳しい水準であり、入国者制限が実施される間の訪日外客数は抑制的なものになることが想定される。今年夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催予定となっているが、変異種の広がりやワクチン接種の遅れを勘案すると、向こう数カ月の間に訪日外国人の受け入れに積極化できる環境になっていることは想定し難い。感染状況の改善やワクチンの普及等によって、今後入国制限は徐々に緩和されていくことが見込まれるが、そのペースは緩やかなものとなることが予想され、訪日外客数の約9割を占める観光客について入国制限の緩和が行われるまでには相当程度の時間がかかることになるだろう。

入国制限の緩和状況

7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始。 入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始。
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認。
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデンストラック（※1）の受付を開始。
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始。
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始。
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。 ブルネイとの間でレジデンストラックの受付を開始。
11月1日	ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始。
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。
12月28日	すべての国・地域からの外国人の新規入国を原則停止。
1月9日	緊急事態宣言の解除宣言が発表されるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。
1月14日	緊急事態解除宣言が発表されるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止。当分の間、全ての入国者に対し、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報等が公表され得る。
3月18日	日本への入国者全員にCOCOAなどのアプリをインストールしたスマートフォンの携行を義務付け（羽田空港、成田空港第2ターミナルから開始）。

（※1）レジデンストラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用のスキーム。

（※2）ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

